

平成30年度第1回石狩市情報公開【個人情報保護審査会議事録】

日 時 平成30年5月9日（水）午後6時15分～7時

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

[委 員] 向田 直範 会長

矢吹 徹雄 副会長

植松 美由紀 委員

村上 岴子 委員

斯波 悅久 委員

[事務局] 総務部長 及川 浩史

同部情報政策課長 森本 栄樹

同課文書【統計担当】 主査 作田 洋二

同課文書【統計担当】 主任 泉 亮子

[質問課] ①総務部総務課

課長 佐々木 一真、主査 小林 瞳

傍聴者 なし

議 題

【質問】

- 1 公用車にドライブレコーダーを設置し運用することに伴う個人情報の収集について（総務部総務課）

○第1回石狩市情報公開【個人情報保護審査会開会】

【森本課長】お晩でございます。大変お忙しいところお集まり頂きまして、誠に有難うございます。只今から、平成30年度第1回石狩市個人情報保護審査会を開催いたします。

4月1日に異動となり、情報政策課長に配任されました森本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。事務局体制としては、私だけが替わりまして、総務部長と事務局に変わりはございませんので、引き続きよろしくお願ひします。

それでは向田会長、一言お願いします。

【向田会長】はい。平成30年度第1回石狩市情報公開個人情報審査会を開催いたしま

す。よろしくご審議をお願いいたします。

ではまず、事務局の方から事案等についてのご説明をお願いいたします。

【森本課長】はい。本日の議題につきましては、審議案件が1件と報告事項となっております。

審議案件につきましては、総務部総務課主管の公用車にドライブレコーダーを搭載する場合の個人情報収集についてでございます。

その他報告事項としましては、平成29年度における情報公開、個人情報保護制度の実施状況につきまして報告させていただきます。

【向田会長】はい、それではまず質問を受けたいと思います。

【及川部長】=質問書読み上げ=

【向田会長】はい、それでは事務局から、本日の質問内容と資料につきましてご説明をお願いいたします。

【森本課長】はい。まず、資料の確認をさせていただきたいと思います。

この審査会の会議次第がございます。それから今質問しました、質問書の写しと参考資料として、管理運用に関する要綱の骨子ということで2枚配っております。それから報告事項の案件といたしまして、平成29年度の石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況の一覧と、個々の請求の内容等の件数を記載したものを2枚お配りしているところでございます。配布資料につきましては以上でございますが、皆様お手元にございますでしょうか。

【向田会長】はい。わかりました。それでは質問については所管課よりご説明をお願いいたします。

【佐々木課長】質問事項の内容について説明させていただきます。

ドライブレコーダーに記録されました映像は、事故等が発生した際の原因究明や相手方との責任の度合い等、視覚的な証拠物件として、非常に有効な手段でございまして、営業用車両、タクシーの8割は既に装備されているということも聞いております。このタクシーの他、昨今は一般の自動車等にも急速に普及が進んでいることは、皆様もご存知のことだと思います。

その様なこともございまして、本市におきましても、現在所有及びリース等により管理する公用車にドライブレコーダーを順次設置し、運用することを考えております。

しかしながら、公用車を運行させますと、当然のように歩道を歩いている方、或いは自転車に乗っている方、無論市民以外の方も映りますが、そういった市民の顔や前方を走る車両のナンバープレート等が記録されることになり、市の管理下にある公用車が情報を収集する、即ち行政機関が本人の同意無しに情報を収集することになります。

しかしながら、質問書4に記載がありますように、交通事故等が発生した場合、ドライブレコーダーに記録された映像を証拠に、相手方との紛争の解決が早期に図られ、人的・金銭的コストを抑制する効果を得ることが出来ることから、相当の理由があるものとして、制限の適用を除外するものとして、この度本審査会に質問させていただいたものでございます。

尚、交通事故発生時等の「等」とは、昨今問題となっております、あおり運転、或いは前方を走行する車両が不必要的急ブレーキをかけることにより、進路通行妨害、或いはこの様な進路通行妨害により、結果事故に至らずとも危険な状態に陥れられる行為、その他駐車場における当て逃げ等を指すのでございます。

また、収集した映像記録の取扱方法等につきましては、別紙により参考資料としてお手元に配布させて頂いておりますが、仮称石狩市公用車ドライブレコーダー等の設置及び管理・運用に関する要綱案骨子、本来であれば要綱案でお示し出来れば良かったのですが、未だ言葉の定義等について整理出来ていない部分もありますが、本日は骨子という形でお示しさせていただきました。

本日の審査会のご意見等を聞いた上で、今後要綱としてまとめていきたいと考えておりますが、こういった考え方の下に取り扱うことを考えております。その内容について説明させて頂きますと、まず要綱の設定目的についてですが、交通事故発生時等における原因究明及び責任の明確化を図ること、職員の安全運転意識及びマナーの向上を図ることを目的に、必要な事項を定めることとしております。

次に、管理責任者の設置として、ドライブレコーダーや記録されたデータを管理・操作・取扱が出来る者は、石狩市公用自動車管理規則に定める車両管理者とすることとしています。現在、市が所有、或いはリース等により管理している公用車は、年度途中で廃車になったり、新たに購入する等、多少の増減はございますが、現在おおよそ 110 台所有しております。これら公用車は全て総務課において管理しているのでは無く、車両により管理する課が 24 課ほどにまたがりますことから、それぞれの課長が車両管理者となっております。

次に、ドライブレコーダー等の取扱いといたしまして、後述する場合を除き、要綱とした場合は、第何条に規定する場合を除き、といった表現になろうかと思いますが、ドライブレコーダーに設置されたメモリーカード、SD カードになろうかと思いますが、これをむやみに取り出してはいけないといったことを規定いたします。

次にメモリーカードに記録されたデータの取扱といたしまして、後述する場合に限って、つまり第何条に規定する場合に限り、記録媒体から取り出すことが出来ること、そして記録媒体から取り出したデータは、管理責任者が指定したコンピュータに保存することを規定いたします。

次に、データの内部利用について、これが先程申し上げました後述する場合を指しますが、公用車の運行中に発生した交通事故等、及びトラブルに関する事実の確認、並びに交通事故等の分析及び原因究明に限るものとして規定し、これらの目的以外に利用してはならないことを規定いたします。

次にデータの外部への提供について、先程申し上げました後述する場合を指しますが、(1) 交通事故等の原因究明の為、その当事者を相手方と想定しますが、当事者から書面による請求依頼があったとき、或いは(2) 法令の規定に基づき、捜査機関、警察等から書面による照会があったとき以外は、データを外部に提供してはならないことを規定いたします。その上で、データを外部へ提供する時は、必要最小限の範囲にとどめることとし、そして請求する相手方に対し、(1) データを適正に管理すること、(3) に掲げる事項を遵守することについて、書面を提出させることとしております。

更にデータを外部に提供した時は、管理については、(1) ~ (4) に掲げ

る事項を記録し、提供した時から一定期間提供したデータと共に保管しなければならないことを規定いたします。

最後に、関係条例等の遵守について、要綱に定めるものその他、個人情報保護条例及び条例施行規則等の規程に基づくことと致します。説明につきましては以上となります。

【向田会長】はい、有難うございました。只今のご説明について質問がありましたら、どうぞご自由にお願いいたします。どうぞ。

【植松委員】年度で大ざっぱなもので結構ですけれども、今まで問題になったケースはどれぐらいありますか。

【小林主査】過失割合について問題になった件数は、1件ございました。

【及川部長】事故自体はもう少しあります。10件に満たないくらいは毎年あるのではないでしょうか。

【植松委員】現在公用車が110台くらいあるというお話で、どのくらいの割合で事故があるものかと思ったものですから。

【及川部長】過失割合がどちらにあるかについては、ほとんどがもらい事故でした。

【植松委員】あともう2点お聞きしたいのですけど、データの外部への提供の(2)のところで、提供する相手方という文言がありますけど、何を使って提供されるのですか。

【及川部長】提供してはならないものというところでしょうか。

【植松委員】照会があったときに、データを外部に提供するとき、必要最小限の範囲で受けると共に、提供する相手方にということで提供する時には、どういう形で提供なさるのでしょうか。例えば記録媒体に移してとかということです。

【及川部長】記録媒体のコピーをという事になると思います。マイクロSD等がドライブレコーダーに装着されていると思います。記録媒体としてそのままコピーを作って、例えばUSBに落とすとか、或いは別の媒体に入れてお渡しするという形が想定されると思います。

【植松委員】そこから続いてですね、(3)に目的を達した場合に又は達成されないことが判明した時に速やかにデータの供給元へ、記録媒体を返却又は破碎等必要な処理を行うことという風にあるんですけど、これ、破碎するのがどちら側をもってということですか。

必ず記録媒体で残したものをおこちら側に戻してもらって、市が破碎をするのか、相手方に破碎してくださいと言ってしまうケースなのか、どちらを指すのかというのがちょっと疑問だったのですけれど、破碎してくださいという風に委ねてしまうのはどうなのかなと。

【及川部長】確認は出来ないのではないかと思います。

【植松委員】消去の部分もなのですけれども、色々なやり取りのケースが想定されるとは思うのですけど。

【及川部長】データの渡し方として、SDカードを現物で渡すということは返却ということなのですけども、結局何らかの形で相手方の所有する媒体にコピーして渡した場合については、やはり相手方に委ねるということもあるのかと思います。それをもらってうちの方で壊すというのは多分出来ないので、その辺については、相手方にお願いするということになるかと思います。ただ、その渡し方のケースがいくつか想定されると思います。現物を渡すケースもあるし、コピーして渡すケースもある。その辺については、ケースごとに想定した中で、もう少し具体的な形でと考えております。

【植松委員】渡す形態にもよるとは思いますけれど、消去等を相手側に委ねなければいけないケースが出てくるのであれば、消去をその方がしましたというものを記録として残しておくことも必要なのかなと思います。今、ドライブレコーダーでどういう事故がどういう証拠とか、どういうもののケースが多いのか、というのが全く良くわからないのですけれど、個人情報が色々含まれる形になると、そういうことも多々あるのではないか、と思いますけれど。

【及川部長】その部分は渡した先との想定で考えた中でですね。

【植松委員】例えばこれが警察関係だったら、また捉え方は違うかもしれませんけど。

【及川部長】想定しているのは捜査機関など警察からの照会というのがメインになります。その場合に、どの時点で捜査が終了するのかということは、我々には捜査関係のこともありまして、教えていただけない部分もあり、データを消去しましたというタイミングが、どの時点で出てくるのかというのがなかなか今の時点では想定し得ないので、そこの部分は我々としても明確にお答えするのは難しいです。ただ、今おっしゃっている主旨は良くわかりました。そういう形で表現できるか考えていくたいと思います。

【向田会長】私たちのマンションでは、警察で防犯カメラを提供する時には見せて、そしてこの部分だけコピーさせてくださいと。そしてUSBに取り込んで、渡して、使い終わった後に消去してくださいと渡している。だからこの媒体全部をコピーさせるということは、普通はしないと思います。すごく限定をかけなければいけないと思います。この部分をコピーさせてください、という形で。だからこの1の方ですね、当事者というのは要するにその市の職員とかが絡んでいない、まったく第三者的な立場だということですね。これはよっぽど手続きしておかないと、警察の場合、依頼の文書が来ますからね。公印付きのだといいのですけど、この1の場合、文書や書面より依頼のあったときですね。

【村上委員】素人の考えでは保険会社の担当の人も、或いは警察とか、そういう関係の方がこういうデータを求めるということは大いにあるかと。

だから、最後のこの消去とか記録媒体の返却だとか、そういったようなことは限られたものについてのみ。まあ、そのデータは公用車を市が持ってい

るからそれはどうするか、と。それは大事なことですけれど、その取扱については警察ないし保険会社だと、そういう、あと弁護士さん。次どうするのかな、ということで、ここで要綱を作ろうと今してですね、あの今お話が出ていたのだと思うのですけど、そこでちょっとお訊きしたいのは、公園とかは防犯カメラを付けていますよね。市にはそういったような、こういう記録媒体を持つような個人情報をデータとして記録するものがいくつもあると思うのですけど、今この要綱骨子が公用車のドライブレコーダーというところで出てくるのがおかしいなと思って、そういう部分ではそういうものを作っていないのですか。

【及川部長】確かにあったはずです。公園の方のが何かあった気がします。

【村上委員】何十カ所もありますよね。市内の公園だとか市役所の部分だとかね。防犯カメラなんかね。そういったところの個人情報だとレコーダーという部分の扱いも、同じことが起きてくるのだろうと思ったりするのですが。ドライブレコーダーに関してのみの要綱が必要なのかな、と思ったり。まあ必要なのだと思うのですけど。ちょっとそれが気になりました、他との関連性が。

【向田会長】防犯カメラについて作られている要綱の情報提供の場合と、整合性がとれているかどうか。

【村上委員】そうですよね。当然、こういうことが決まっていないと、防犯カメラなんか付けれないはずだと思うんですけど。

【事務局】防犯カメラの要綱は、個人情報保護条例に対応する、という書き方なので、こうしか書いていません。

【村上委員】ここにはかかっていないですね。だから変だな、と思って私見ていたのですよ。どこかの所で防犯カメラを取り付けるという時に、皆委員に訊かれる部分があって、個人情報がかなり入りますでしょ。公園とか何かだったらね。だからその時個人情報とすごく関わりがあるけど、やはり危険とか命の何とかだと、関わればしようがないのかなと思って、私はその時見ていた記憶があるのですよ。だからそれなんかがこれをどう取扱うかは、当然出来ていなきやおかしいと思うのだけど、それとこれ関係してくるのではないですか。

【及川部長】今この公園の取扱いの部分については、確認してみないと分からぬのですけど、公園の部分と整合性を図った上でないとこの部分については審議できないということでしょうか。

【村上委員】まったく同じに取扱うことは出来ないのかな、とは思うのですけどね。どこかで関連していないとおかしいかな、と。個人情報でいえば。

【及川部長】ちょっと時間をいただけますか。

【森本課長】防犯カメラですね、市役所が管理している。

【向田会長】例えば、公園施設には付けていないわけですか。

【森本課長】公園も付けていますね。人を写す為ではなくて、公園の施設を管理する為、
だけど、たまたま写ってしまった場合ですね。

【向田会長】そういう設定なんだ。

【森本課長】ドライブレコーダーは、写している画面、対象っていうのは、私どもが管
理している施設ではありません。

【向田会長】ああ、なるほどね。

【村上委員】違いはあるのだろうと思いますけどね。

【森本課長】たまたま写っていた場合ですね。

【村上委員】これは、はっきり相手をですね。

【森本課長】ですので、より厳しくなるかと。

【矢吹副会長】先程の関係で、まず一つ目、データの外部への提供というの、どうい
う想定で書いたのですか。

先程、向田先生がおっしゃったような第三者の事故について、たまたま公用車が通りかかってドライブレコーダーに写っているはずだから、ということの提供を考えた文書なのか、或いはぶつかった、こっちの車がぶつかったか、ぶつけられたかしたんだけど、相手との間で加害者との間で事故の状況が、言っていることと違うじゃないか、絶対自分の方が危ないとかね、となつた時にドライブレコーダー搭載しているのだから見せろ、という事になつて、提供することを想定して書いたのだろうか、両方想定しているのだろうか。

【佐々木課長】イメージしたのは、後者の方です。

【矢吹副会長】そうイメージしていたと。それで前段のようなこともあり、と考えてい
るのでしょうか。

【斯波委員】ドライブレコーダーの性能によって、前の方だけでは無く、後ろも撮れる
ような性能のものがありますよね。そうすると、後ろというのは、例えば後
ろの事故が起きた時の車両では無くて、写っている場合があるんですよ。だ
からドライブレコーダーの性能によっても、ちょっと違う感じはするのです
よね。そうすると、本当の第三者という感じもあり得る。

【及川部長】たまたま、前とか後ろ等を走行していた車両が、何らかの形で事故を起こ
したとして、それは市役所の公用車は関連していないといった場合、たまた
ま公用車が止まってですね、事故処理の助けをした時に、後ろから付いてま
すね、と。お宅のドライブレコーダーを拝借して確認させてくれ、というよ
うなことがあります。

【矢吹副会長】あり得た時に、今の場合に提供するのだろうか、しないのだろうか、いや、しないのならしないので、割り切れば良いのですよ。そこはきっちりしておいた方が良い。

【斯波委員】当初の説明の時に自動車の責任者（管理責任者）、各課長さん、と言つていましたよね。という事は、この要綱の真ん中辺ですか。

データの取り扱いで、管理責任者っていうのはこの課長さんことを言うのですか。それぞれどこで事故が起きるか分かりませんけれども、各課長さんがこれをきちんとどこかで統一的に扱うような方がいないと、どうなんでしょうね。

管理上の問題としてはどうなのかな、という感じがしたのですけれど、どうでしょうかね。

【及川部長】多分ですね、外部に提供するのに事案が生じた時には、総務、一番中枢となっている公用車の管理者である総務、その部分抜きには外部とはやり取り出来ないような運用になると思います。

【斯波委員】そうですね。

【矢吹副会長】それとそのデータって、保管期間ってどのくらいになるのですか。

外部に委託したものじゃないですよ。記録したデータというのは、どれくらい保管されるのですか。

【佐々木課長】保管というか、事故が起きてからの部分を保存するので、通常上書きされてなくなっています。

【斯波委員】では上書きされるまでの期間というのは。

【佐々木課長】カードの性能によって違うでしょうし、周辺で車に衝撃があったら写る。ドライブレコーダーによって色々、まちまちだと思うのです。定期間保存されるか、というとそれはならないと思います。

【及川部長】すみません。今お手元の方にですね、防犯カメラの設置要綱という形でお配りしています。これがですね、公園などに設置されている、いわゆる防犯カメラの取扱い、ここでいうところの第5条、第6条の辺りが画像の取扱いということになろうかと思います。

【向田会長】これを見るとあれですね。今、防犯カメラで言っている（1）の欄、ここに載ってこないんだね。まあ、市民の生命身体、又は財産を侵す為、緊急かつやむを得ない時は良いよって言っているんだけど、どういう場合を想定しているかわからないけれども、少なくとも防犯カメラの方のデータの外部への提供の（1）は入ってこない感じはします。だからもし、この外部提供をやるんだったら、今度はきちんと書き込まなきゃいけない。

【及川部長】今のご意見でいくと、防犯カメラの（1）の条文を、公用車の方にも入れるべきではないのか、ということになるのでしょうか。それとも或いは逆に逆はないですね。

【矢吹副会長】基本的には、先程言った問題ですよね。その公用車が当事者となっている事故については、わかりましたと、これは当然ですねと。ところで、公用車が当事者にはなっていないけれども、たまたまそういうドライブレコーダーに他の車の事故だとか、或いは関連する様な形に写った情報について、提供を求められた時に提供するのか、しないのか。もし提供するというと、まさにこの防犯カメラ設置要綱の第6条の(1)のような使途限定ということなのでしょうか。しないなら、それはしないで逆に今回の要綱の(1)に、公用車が当事者となった事故でというような書き方をすると、さて、どちらでしょうかと。まあ、どちらもありだと思います。

【斯波委員】手続的なことで、今の骨子の方は書面依頼ですね。こっちは全然規定されてないですよね。そういうような整合性は。

【及川部長】所管の違うところもありますので、ここに防犯カメラの要綱自体をですね、こうします、ああしますとは申し上げにくいですが、やはり将来的に整合性は図っていくべきでしょう。

【村上委員】防犯カメラを付けるっていうのは、ある意味自分に罪が無いことを主張したい、或いは相手が悪いということをはっきり言うことですね。その証明というか。

公用車の防犯カメラ（ドライブレコーダー）というので、しかも年間一ヶタで、一番心配していることは何でしょうか。

【矢吹副会長】まさに公用車のドライブレコーダーこそ、自分に非がないことを明らかにする為のものということなんですね。それを設置することによる心配というのは、そこに写っていた情報がよそに流れるということで、防犯カメラの方は必ずしも自分が、という事ではないですね。例えば公園で何か犯罪が行われることを防ぐため、そういうことが起きたときに、市民を守るため、ということがある。若干違うのですけれど。

【村上委員】まあ防犯カメラの方がはっきりしているという事で、ドライブレコーダーの場合、何を守るというか、何を一番にするかというのが大事になってくるかなという気がする。細かなデータの消去とか、媒体の返却だとか、そういったものは、それは書いてありますね。防犯カメラの場合保存期間とか、そういうのはありますね。

【植松委員】110台の公用車にいっぺんに搭載するのですか。

【佐々木課長】順次です。今年度は総務課で1台。

【植松委員】そうなんですね。という事はその折々という事になる可能性があって、搭載する機種にしても、まちまちになるという事ですか。そうなると何週間で上書きされるとか、どのくらいの容量があって、どのくらいで上書きしていくかというのは、先程話されましたように機種によってかなり違うので、ここに何週間と、防犯カメラに2週間って書いてありますけど、それを規定するのは難しいということになりますね。

【及川部長】はい。

【村上委員】で、公用車の範囲は、例えはある、バスなんていうのはありますよね。

【佐々木課長】はい、バスも公用車で、あとグレーダーとかも公用車です。

【村上委員】そうですよね。

【佐々木課長】108台全部に搭載するか否かというのはまた別で。ドライブレコーダーの予算の問題もありますので、スクールバスもございますし、基本的には新しい車両からかな、というような気ではいるのですけれど。

【村上委員】そうなんだ。子供が乗るとかね、不特定多数の人がいっぱい乗るとかね。そういう車、バスとかには必要かなってありますよね。必要なのは必要だと思いますけど、当面1台、それで要綱作らなきゃいけない。

【佐々木課長】一台でもやはり、出来る限り速やかに全車両にということで。

【向田会長】これはあの、データの外部への提供の例外的な(1)の文書をもうちょっと、主旨はわかりましたけれど。そこは公用車に何かあった時に例外ですから。

【及川部長】他の例外もあり得るので、例えば生命云々ということも想定して入れておいた方がよろしいんじゃないでしょうか。

【向田会長】という事で、よろしいですか。

【植松委員】必要がある時以外はドライブレコーダーから記録を取り出してはならないということを書かれていますが、こっちの防犯カメラの要綱の中にもある、管理責任者については、画像の漏えいに毀損・滅失、または画像の保存について、必要な措置を講じなければならない、と書いた方が良いのでは。

【向田会長】そうですね。

【村上委員】細かいことは、この最後のところに関係条例の遵守、この部分はっきりと個人情報保護条例に基づいて、全て保存とか管理に関しては、きっちり行うっていうね、それは絶対に必要なことですね。この破損とか消去だとか、これは前のデータの部分でなかったのですかね。市の中の条例というか、何か決まっていませんでしたか。

【向田会長】いや、だって防犯カメラだってやっぱり上書きしていくから、何年か持つもんじゃないから。せいぜい1ヶ月か。

【矢吹副会長】基本データの管理については、第7条だろうと思うんですけど、逆に提供したデータの返却等については、第6条、何も規定していないのですね。

【向田会長】必要事項は別に定める、という風になっているのかな。

【矢吹副会長】別に定めているのでしょうか。その点今回の骨子を聞くことができました。

【及川部長】この辺の動きについてはですね、所管とも協議して、整合性をはかっていった方がよろしいかな、と。

【向田会長】要綱等については、もうちょっときちんと詰めて頂くという事を条件として、この諮問については認めたいという風に思います。よろしいですか。

【全員】はい。

【向田会長】それでは、次の報告事項を。

【森本課長】それでは事務局から報告をさせて頂きます。資料ですね、平成29年度石狩市情報公開個人情報保護制度実施状況ということで、ご覧いただきたいと思います。

左が情報公開制度、右が個人情報保護制度の開示の状況となってございます。情報公開制度につきましては、昨年度は市長部局が9件、教育委員会が1件ということで、トータルが10件でございました。その内訳としましては、全部開示が2件、一部開示が3件、不開示が2件、文書不存在が2件、存否応答拒否が1件ということになってございます。右が個人情報保護制度でございまして、市長部局が6件ということになってございます。こちらは、全部開示が3件、一部開示が2件、文書不存在が1件ということになってございます。審査請求につきましては、3件という状況になっております。説明につきましては以上でございます。よろしくお願いします。

【向田会長】只今のご報告につきまして、どうぞ質問等がございましたら、よろしくお願いします。

【向田会長】公文書開示の5番目、市税ですか。契約金額は公表していないんですね。石狩市はこの5番目のところの口座振替業務プロポーザル、採点の内容は無理だとしても、契約金額もまったく公表していない。

【森本課長】一部開示です。

【向田会長】一部開示って、何を開示しているの。

【森本課長】恐らく金額は開示しています。プロポーザル（提案内容）については出していません。

【向田会長】同じ人がやっているのですか。

【矢吹副会長】そうですね。提案書と採点内容と、契約の金額と。

【森本課長】プロポーザル参加者のお互いがお互いのものを請求し合ってます。

【向田会長】不服申立、例のやつですね。

【斯波委員】個人情報の関係で、1番、2番、5番これは同一人物ということですか。

【森本課長】違いますね。

【斯波委員】違うのですか。

【森本課長】1番、2番は兄弟です。

【向田会長】不存在は廃棄しているからなのか。

【矢吹副会長】5年間保存ですか。

【向田会長】5年とは短いですね。まあ、法律でそうなっているのだろうね。

よろしいでしょうか。その他何か事務局から連絡等ございますでしょうか。
基本的には良いので、この要綱でしたか、要綱の内容を1つ1つ点検してくださいという条件付きで認めます、という内容で皆さんからいただきましたので、そういう形で示したいと思います。本日はどうもありがとうございました。

議事録確定 平成30年 6月28日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向田 直範

